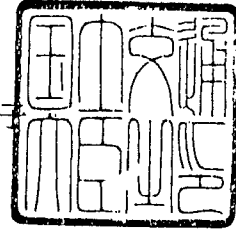


認 定 書

国住指第367号
平成14年2月4日

大和建材工業株式会社
代表取締役 岡本健吉 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第七号並びに同法施行令第107条第一号及び第三号（屋根：各30分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
FP030RF-9117
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
ロックウール吸音板・木毛セメント板野地板張／着色亜鉛鉄板葺屋根
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

(別添)

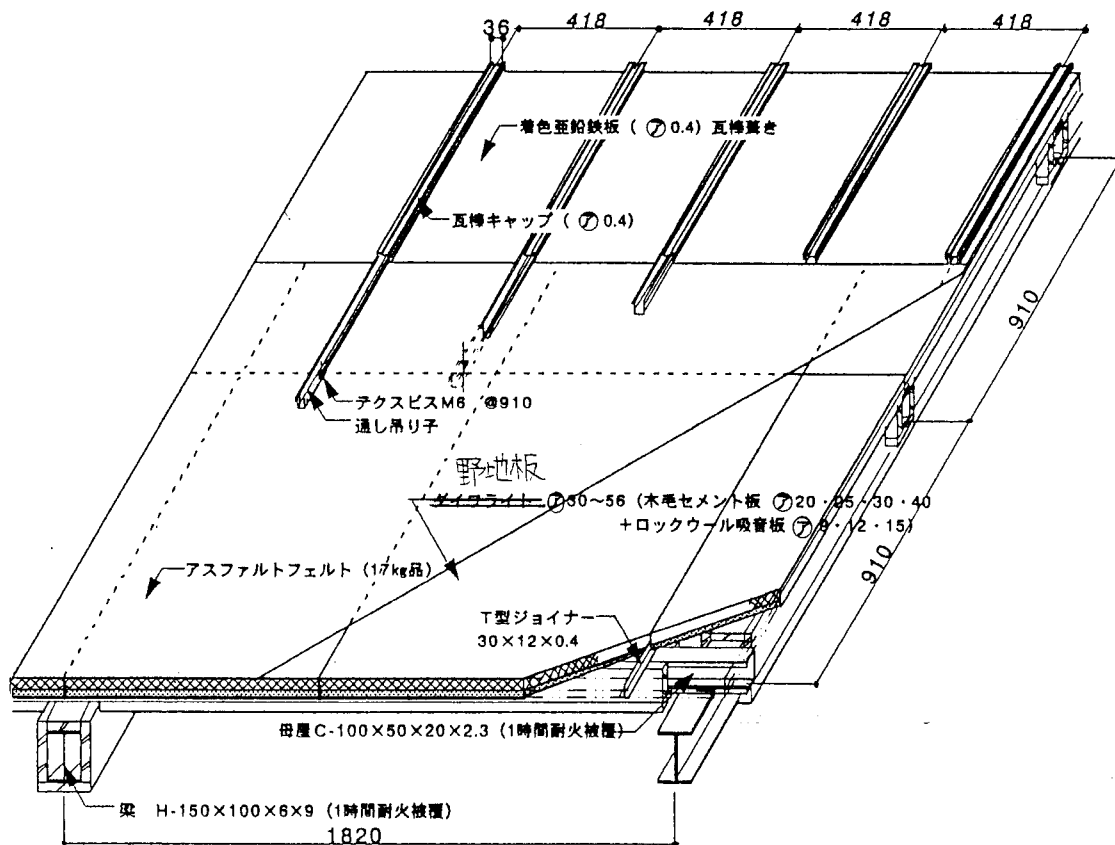
耐火構造 第5章 屋根 30分耐火 R0312-ダイワライト (30mm~56mm) 耐火屋根

506-1447

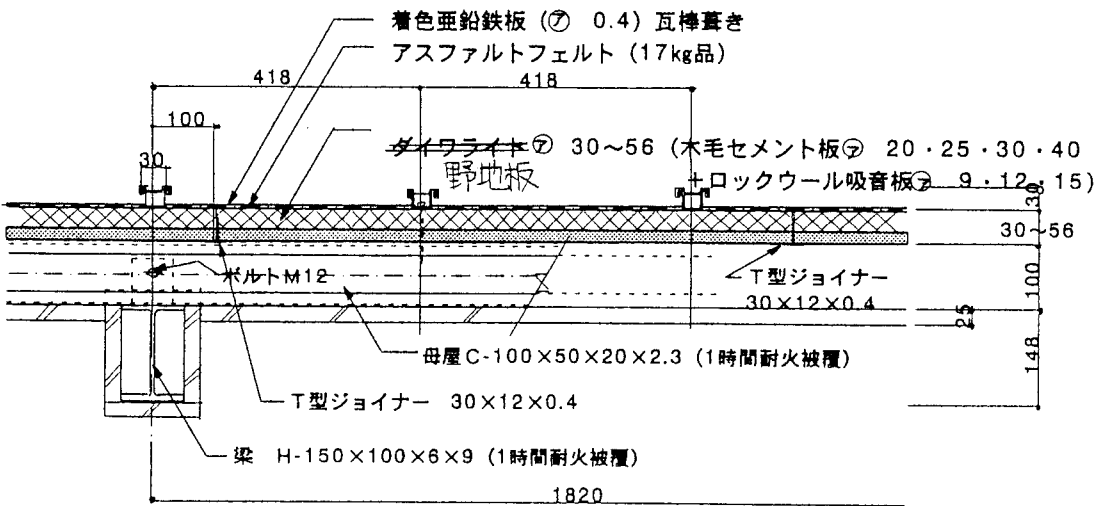
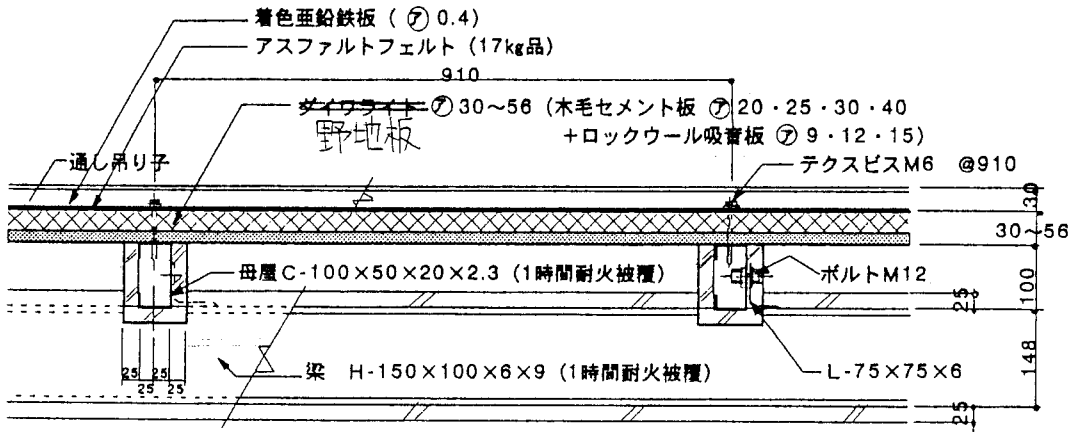
指定番号	耐火 R0312	指定年月日：平成8年9月26日
品目名	ロックウール吸音板(9mm) 木毛セメント板(20mm) 積層板野地板張着色亜鉛鉄板葺屋根	申請者名：大和建材工業(株) 愛知県海部郡佐屋町大字西保字南川原98 FEL(0567)28-4940
<商品名>	ダイワライト(30mm~56mm) 耐火屋根	工場名：本社工場 同上

1. 部分、耐火性能の区分 屋根 30分耐火
2. 試験機関名 (財)日本建築総合試験所 受託番号 IIIA-87-9
3. 構造説明図 (単位 mm)

耐火四二八号



断面詳細図

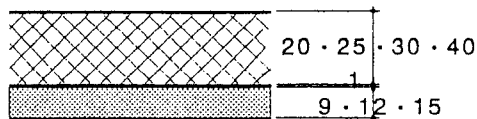


耐火四二八号

4. 材料等説明

4.1 主構成材料

- (1) 表面葺材料 金属板、石棉スレート等不燃材料とする。
- (2) 防水材料 アスファルトフェルト17kg品以上
- (3) 野地板材料 ~~ロックウール吸音板 (9mm~15mm)・木毛セメント板 (20mm~40mm)・積層板 (ダイワライト30mm~56mm)~~



(イ) 形状寸法

ロックウール 厚さ (mm)	木毛セメント板 厚さ (mm)	複合 厚さ (mm)	許容差	かさ 比重	重さ (kg/m ² 以上)	含水率	曲げ破壊 加重 (kgf以上)	大きさ (mm)	許容差					
9	20	30	+0 -1	0.5以上	16.5	18%以下	120	910× 1820						
	25	35			18.4		140							
	30	40			21.1		160							
	40	50			26.6		240							
12	20	33			+0 -1		0.5以上	17.9		18%以下	130	910× 2000	+0 -2	
	25	38						19.7			150			
	30	43						22.4			170			
	40	53						27.9			250			
15	20	36			+0 -1		0.5以上	19.2		18%以下	150		910× 2000	+0 -2
	25	41						21.0			160			
	30	46						23.7			180			
	40	56						29.2			260			

耐火四二八号

接着剤は1mm未満とする

(ロ) 材料構成

A 木毛セメント板 (準不燃第2031号)

項目 厚さ	許容差 (mm)	大きさ (mm)	許容差 (mm)	かさ 比重	曲げ破壊加重 (kgf以上)
20	+0 -1	910×1820	+0 -2	0.55以上	60
25					80
30		910×2000			100
40					180

B ロックウール吸音板 (不燃第1021号)

項目 厚さ	許容差 (mm)	大きさ (mm)	許容差 (mm)	含水率	曲げ破壊加重 (kgf以上)
9	+0	910×1820	+0	0.5以下	9.0
12	-0.5		-0.5		13.4
15		910×2000			20.2

C 接着剤 酢酸ビニル系 300g/m² (固形分)

~~大和建材工業株式会社~~

(4) 下地材料

母屋 C-100×50×20×2.3mm以上 (JIS G 3350)

はり H-150×100×69mm以上 (JIS G 3353)

4.2 副構成材料

(1) T型ジョイナー 30×12×0.3mm以上 (JIS G 3302)

(2) 取付ボルト テックスビスM6×60

(3) 母屋取付金物 L型鋼L-75×75×6

(4) 母屋取付ボルト 六角ボルトM2×20

(5) 瓦 棒 着色亜鉛鉄板 0.4mm以上

瓦棒キャップ 着色亜鉛鉄板 0.4mm以上 (JIS G 3312)

吊子 亜鉛鉄板 0.4mm以上 (JIS G 3302)

4.3 工場加工

製造方法

木毛セメント板 (20mm~40mmサンダー仕上品) とロックウール吸音板 (9mm~15mm) と接着剤 (酢酸ビニル系300g/m²) にて貼り合わせた後、圧縮加圧養生をしたもの。

耐火四二八号

5. 標準仕様 (施工仕様)

(1) はりの間隔は1820mm以下とし、1時間耐火被覆を行う。ただし、~~昭和39年建設省告示第1675号第二五の二~~ ^{平成12年建設省告示第1399号第四第三号ニ}に該当する場合は耐火被覆をしなくともよい。

(2) 母屋はC-100×50×20×2.3以上とし、910mm間隔以下で取付、はりに溶接又はボルト等で留付け1時間耐火被覆を行う。ただし、~~昭和39年建設省告示第1675号第三一五の二~~ ^{平成12年建設省告示第1399号第四第三号ニ}の規定に該当する場合は耐火被覆をしなくともよい。

(3) 野地板 (~~ダイワライト~~ (30mm~56mm)) を母屋の上に敷き母屋方向接合部にT型ジョイナー (厚0.3mm以上) を入れる。

(4) アスファルトフェルト (17kg品以上) を重ねしろ100mm以上とつて敷く。

(5) 屋根葺材 (0.4mm) は通吊子を取付、タッピングビス (φ6×40mm~70mm) によつて母屋に固定する。

~~(6) スレートの場合は石綿スレート協会発行の石綿スレート技術資料 (施工標準書) による。~~

6. 施工管理

施工は大和建材工業株式会社の責任施工 (愛知県知事許可 (般-56) 第27090号) 又は責任管理とする。

7. 留意事項

(1) 輸送中、現場保管中の破損、すみ欠けのないように十分留意する。

(2) 原則としては、屋内保管とし、できる限り水平な場所にかい木を敷き雨水が直接入らないようシートをかけ保管する。

8. 付帯条件 なし

9. 表示及び報告

(1) 製品及びその包装に右の表示マークを貼付、押印その他の方法で表示する。

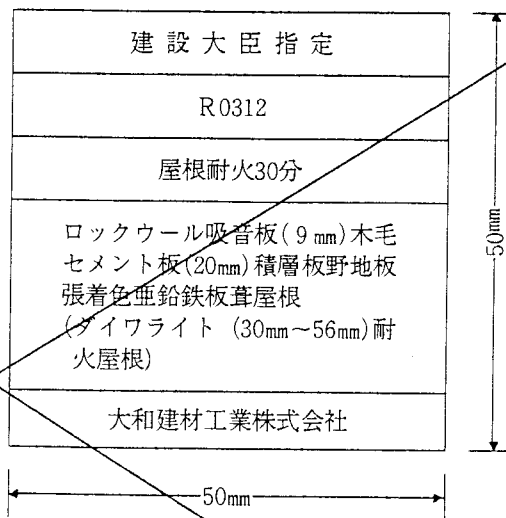
(2) 現場施工後の耐火構造の表については、次の(イ)及び(ロ)による。

(イ) 建築工事の完了後に小屋裏、天井は、できるだけ多くの点検可能な部分(例えば、点検口の近傍など)に表示マークを貼付する。

なお、耐火構造の表面に仕上を施すことにより、点検ができない部分については、仕上の表示マークを付するよう努めるものとし、その位置及び数は、(ロ)の例による。

(ロ) 建築工事の完了後に見え掛かりとなる部分には、各室又はこれに準ずる用途上の区分ごとに、少なくとも見やすい位置2カ所以上に表示マークを貼付する。

(3) 毎年度、本製品の生産実績・販売実績(又は使用実績)・工場における品質管理の状況及び施工管理の状況報告書等を当該年度終了後1カ月以内(4月1日~4月30日)に建設大臣に報告する。



耐火四二八号